

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
るとは、その翌日)

目 次

規 則

職員の勤務時間に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(人事課)

告 示

- 字の区域の変更(二件) (地方課)
- 字の区域の変更等(〃)
- 生活保護法による診療所等の廃止(社会課)
- 青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)
- 保険医療機関等の指定(保険課)
- 保険医の登録(〃)
- 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(〃)
- 国民健康保険法による療養取扱機関の辞退(〃)
- 国民健康保険法として登録があつたものとみなされるもの(〃)
- 結核予防法による指定医療機関の辞退(健康対策課)
- 被爆者一般疾病医療機関の指定(〃)
- 被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退(〃)

公 告

- 農業振興地域の区域の変更(農政課)
- 土地改良事業の認可(三件) (農村整備課)
- 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(〃)
- 土地改良法による換地処分(二件) (〃)
- 保安林の指定の解除予定(二件) (造林課)
- 土地区画整理組合の設立の認可(都市計画課)
- 土地区画整理法による換地処分(〃)
- 都市公園の区域の変更(二件) (〃)
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(〃)
- 自衛官の募集(消防防災課)

規 則

職員勤務時間に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和六十三年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十八号

福岡字田代原

福岡字田代原道下タ三九八〇の一部、三九八一の二、三九八一の三の一部、三九八一の五、福岡字田代原のうち三九八六の三の一部、三九八七の一部、三九八八の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第三百七十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項後段の規定による安倍彦名団地土地区画整理事業（第一工区）の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称

安倍

同上の区域（昭和六十二年十二月十五日現在の地番による。）

安倍字清水尻西二七五と一体をなす国有地の一部
安倍字組板西三〇〇、三〇三、三〇四と一体をなす国有地の一部

安倍字船入三七六から三七九まで、三八一、三八二の一、三八二の二、三八四の二、三八五の一、三八五の二、三八六、三八七、三八八の二、三八九の二、三九〇の五から三九〇の九まで、三九一の二、三九一の四、三九一の六から

三九一の八まで、三九二の一、三九二の二及びこれらと一体をなす国有地の一部

安倍字船入沖三九三から三九六まで、三九七の一、三九七の二、三九八から四〇〇まで、四〇一の一、四〇一の二、四〇二の一、四〇二の二、四〇三から四〇六まで、四〇七の一、四〇七の二、四〇八の一から四〇八の四まで、四〇九、四一〇の一、四一〇の二、四一〇の三の一部、四一一の一、四一二、四一三の一、四一四の一、四一五から四一七まで、四一八の一、四一九、四二〇、四二一の一、四二二の一及びこれらと一体をなす国有地

安倍字清水尻西

安倍字清水尻西のうち二七五と一体をなす国有地の一部以外の区域

安倍字組板西

安倍字組板西のうち三〇〇、三〇三、三〇四と一体をなす国有地の一部以外の区域

安倍字船入

安倍字船入のうち三七六から三七九まで、三八一、三八二の一、三八二の二、三八四の二、三八五の一、三八五の二、三八六、三八七、三八八の二、三八九の二、三九〇の五から三九〇の九まで、三九一の二、三九一の四、三九一の六から三九一の八まで、三九二の一、三九二の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

安倍字船入沖

安倍字船入沖のうち三九三から三九六まで、三九七の一、三九七の二、三九八から四〇〇まで、四〇一の一、四〇一の二、四〇二の一、四〇二の二、四〇三から四〇六まで、四〇七の一、四〇七の二、四〇八の一から四〇八の四まで、四〇九、四一〇の一、四一〇の二、四一〇の三の一部、四一一の一、四一二、四一三の一、四一四の一、四一五から四一七まで、四一八の一、四一九、四二〇、四二一の一、四二二の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第三百七十三号

彦名町	彦名町字二番川四八の二、四九の二、五〇の三、六一の三、六一の四、六二の二、六二の四、六二の六から六二の八まで及びこれらと一体をなす国有地の一部 彦名町字二番川中六三の一から六三の三まで、六四の一、六四の二、六五の一、六五の二、六六の二から六六の五まで、六七の一、六八の一、六九の一、六九の二、七〇から七三まで、七四の一、七五の一、七六から七八まで、七九の一、七九の二、八〇、八一の一及びこれらと一体をなす国有地の一部 彦名町字二番川灘一一五の四、一二三の二の一部、一二四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
彦名町字二番川中	彦名町字二番川中のうち四八の二、四九の二、五〇の三、六一の三、六一の四、六二の二、六二の四、六二の六から六二の八まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
彦名町字二番川灘	彦名町字二番川灘のうち一一五の四、一二三の二の一部、一二四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十号第一項の規定に基づき、日野町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による下黒坂地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十三年三月十一日現在の地番による。）
下黒坂字坂根葉師堂ノ元	下黒坂字坂根葉師堂ノ元のうち二四五、二五〇の二、二五三の二、二五四の二、二五五の二以外の区域
下黒坂字坂根元田	下黒坂字坂根元田のうち二五八の二、二五九、二六〇の二から二六〇の四まで以外の区域
下黒坂字坂根堂屋敷	下黒坂字坂根元田二六〇の四の一部 下黒坂字坂根堂屋敷のうち二六二の二の一部、二六二の四の一部、二七三の二の一部、二七三の二の一部、二七四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
下黒坂字坂根元荒神ノ前	下黒坂字坂根元田二六〇の二の一部、二六〇の二、二六〇の三の一部、二六〇の四の一部 下黒坂字坂根堂屋敷二六二の二の一部、二六二の四の一部、二七三の二の一部、二七三の二の一部、二七四及びこれら

下黒坂字源右衛門田	と一体をなす国有地 下黒坂字根元荒神ノ前の全域 下黒坂字五百田三九一の一部 下黒坂字敷地荒神ノ前三九二、三九三の一部、三九四の一部及びこれらと一体をなす国有地
下黒坂字源右衛門田	下黒坂字源右衛門田のうち三〇〇の一部以外の区域 下黒坂字大倉神田三二二の一部及びこれと一体をなす国有地 下黒坂字地主田三一三の一部、三一四の一部及びこれらと一体をなす国有地
下黒坂字大倉神田	下黒坂字大倉神田のうち三二二及びこれと一体をなす国有地以外の区域
下黒坂字宮ノ向	下黒坂字宮ノ向三一九の三から三一九の五まで、三二〇の二、三二一の二、三二二の二、三二三の二及びこれらと一体をなす国有地
下黒坂字森ノ下	下黒坂字森ノ下タのうち三二四、三二五の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
下黒坂字下モ石原	下黒坂字下モ石原のうち三三八の二、三三八の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
下黒坂字森ノ脇	下黒坂字森ノ脇のうち三四七の一、三四七の二、三四八の一、三四八の二、三四九の一、三九四の二、三五〇の一、三五〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
下黒坂字石原	下黒坂字森ノ脇三五〇の一、三五〇の二の一部 下黒坂字下モ石原三三八の二、三三八の三及びこれらと一体をなす国有地 下黒坂字石原タンコ田三五一の一、三五一の二、三五一の

下黒坂字西田	三の一部、三五二の二から三五二の三まで、三五二の四の一部、三五二の五の一部 下黒坂字石原のうち三五七の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 下黒坂字西田三五八の一の一部、三六一の二、三六二の一の一部、三六二の二、三六二の三の一部、三六二の五の一部、三六三の一、三六三の二の一部、三六三の四及びこれらと一体をなす国有地 下黒坂字森ノ上エ三六六の二の一部
下黒坂字地主田	下黒坂字源右衛門田三〇〇の一部 下黒坂字大倉神田三二二の一部 下黒坂字宮ノ向三一三の一部、三一四の一部、三一五から三一七まで、三一八の一部、三二二の一の一部、三二三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 下黒坂字森ノ下タ三二四、三二五の一及びこれらと一体をなす国有地
下黒坂字向ヶ市二窪田	下黒坂字後田のうち三六九の一部、三七一の一部、三七二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 下黒坂字地主田のうち三八〇の一部、三八一の一部、三八三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 下黒坂字向ヶ市二窪田三八七の一部及びこれと一体をなす国有地
下黒坂字五百田	下黒坂字向ヶ市二窪田のうち三八七の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 下黒坂字五百田のうち三九一以外の区域
下黒坂字敷地荒神ノ前	下黒坂字坂根薬師堂ノ元二五〇の二、二五三の二、二五四の二、二五五の二

<p>下黒坂字ケンギヤウ</p>	<p>下黒坂字坂根薬師堂ノ元二四五 下黒坂字ケンギヤウのうち三九七の一部、三九八の三、三九八の四の一部、四〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 下黒坂字岡ノ前四九二の二の一部、四九二の二の一部</p>	<p>下黒坂字須賀屋</p>	<p>下黒坂字須賀屋のうち四八一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>下黒坂字岡ノ前</p>	<p>下黒坂字須賀屋四八一と一体をなす国有地の一部 下黒坂字岡ノ前のうち四九二の二の一部、四九二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 下黒坂字市場尻り四九五の二の一部、四九五の三の一部、四九六の二の一部、四九六の三の一部</p>	<p>下黒坂字市場尻り</p>	<p>下黒坂字市場尻りのうち四九三の三、四九五の二の一部、四九五の三、四九六の二の一部、四九六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>下黒坂字谷川道下タ</p>	<p>下黒坂字谷川道下タのうち五五六の一部、五五七の二の一部</p>
<p>下黒坂字堂面</p>	<p>下黒坂字谷川道下タ五五七の三と一体をなす国有地の一部 下黒坂字堂面のうち五七四の一部、五七五の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 下黒坂字鍛冶屋田五八五の一部 下黒坂字下モマガリ六一一の二の一部、六一一の三の一部、六一一の五</p>	<p>下黒坂字八通り田</p>	<p>下黒坂字宮ノ向三一八の一部、三一九の一、三一九の二、三二〇の一、三二一、三二二の二の一部、三二三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 下黒坂字森ノ脇三四七の一、三四七の二、三四八の一、三四八の二、三四九の一、三四九の二、三五〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 下黒坂字石原タコ田三五一の三の一部、三五二の四の一部、三五二の五の一部及びこれらと一体をなす国有地 下黒坂字西田三五九の二、三五九の三の一部、三五九の四の一部、三六〇の一から三六〇の四まで、三六一の一、三六一の三、三六二の二の一部、三六二の三、三六二の四、三六二の五の一部、三六三の二の一部、三六三の三及びこれらと一体をなす国有地 下黒坂字森ノ上エのうち三六六の二の一部以外の区域 下黒坂字後田三六九の一部、三七一の一部、三七二の一部及びこれらと一体をなす国有地 下黒坂字地主田三八〇の一部、三八一の一部、三八三の一部及びこれらと一体をなす国有地 下黒坂字谷川道下タ五五六の一部、五五七の二の一部及び五五七の三と一体をなす国有地の一部 下黒坂字八通り田の全域 下黒坂字鍛冶屋田五八三の二の一部、五八三の二、五八三の三の一部、五八四の二の一部</p>	<p>下黒坂字八通り田</p>	<p>部及び五五七の一、五五七の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>				

<p>下黒坂字落</p>	<p>下黒坂字下モマタガリ</p>	<p>下黒坂字八幡前田</p>	<p>下黒坂字鍛冶屋田</p>				
<p>下黒坂字下モマタガリ六一の一と二と一体をなす国有地の一部 下黒坂字マタガリ六一六の二、六一七の二、六一八の二、六一九の二、六二〇の二、六二四の一、六二四の二の一部、六二五の二、六二五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六一五と一体をなす国有地の一部 下黒坂字落のうち六二六の一、六二六の二、六二七の一、六二七の二の一部、六二八の一の一部、六三二の一の一部、六三五の一の一部、六三五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六二七の二、六三二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>下黒坂字下モマタガリ六一〇、六一一の一から六一一の三までの一部、六一三の一、六一四の一及びこれらと一体をなす国有地 下黒坂字マタガリ六一五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>下黒坂字八幡前田のうち六〇八、六〇九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>下黒坂字石原三五七の一部及びこれらと一体をなす国有地 下黒坂字西田三五八の一部、三五九の一、三五九の三の一部、三五九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地 下黒坂字堂面五七四の一部、五七五の四の一部及びこれらと一体をなす国有地 下黒坂字鍛冶屋田のうち五八三の一の一部、五八三の二、五八三の三の一部、五八四の二の一部以外の区域</p>				
<p>下黒坂字内矢倉地蔵田</p>	<p>下黒坂字志里塚ノ元</p>	<p>下黒坂字内矢倉屋敷田</p>	<p>下黒坂字内矢倉宗右衛門屋敷田</p>	<p>下黒坂字砂田井手上エ</p>	<p>下黒坂字金屋原</p>	<p>下黒坂字大ユ田</p>	
<p>下黒坂字マタガリ六二五の四及びこれらと一体をなす国有地 下黒坂字落六二六の一、六二六の二、六二七の一、六二七の二の一部、六二八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>下黒坂字内矢倉宗右衛門屋敷田六七三の一の一部 下黒坂字内矢倉屋敷田八六六の一部、八六七の一部及び八六七と一体をなす国有地の一部 下黒坂字志里塚ノ元の全域</p>	<p>下黒坂字内矢倉屋敷田のうち八六六の一部、八六七の一部及び八六七と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>下黒坂字内矢倉宗右衛門屋敷田のうち六七三の一の一部以外の区域</p>	<p>下黒坂字砂田井手上エのうち六六七の一、六六七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>下黒坂字金屋原のうち六五三の一部以外の区域 下黒坂字金屋原六五三の一部</p>	<p>下黒坂字下モマタガリ六一一の四、六一一の六、六一二、六一三の二、六一四の二及びこれらと一体をなす国有地 下黒坂字大ユ田のうち六三六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 下黒坂字落六三二の一の一部、六三五の一の一部、六三五の二の一部</p>	<p>下黒坂字砂田井手上エ六六七の一の一部、六六七の二及びこれらと一体をなす国有地 下黒坂字内矢倉地蔵田九〇三の一部、九〇五の一部</p>

<p>下黒坂字小峠ノ脇</p>	<p>下黒坂字砂田井手上エ六六七の一の一部及びこれと一体をなす国有地 下黒坂字内矢倉地蔵田のうち九〇三の一部、九〇五の一部及び九〇九の三と一体をなす国有地の一部以外の区域 下黒坂字小峠ノ脇九一〇の二及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>下黒坂字太郎田</p>	<p>下黒坂字下モマガリ六一一の二の一部及びこれと一体をなす国有地 下黒坂字マタガリのうち六一五の一部、六一六の二、六一七の二、六一八の一の一部、六一九の二、六二〇の二、六二四の一の一部、六二四の二の一部、六二五の二、六二五の三の一部、六二五の四及びこれらと一体をなす国有地並びに六一五と一体をなす国有地の一部以外の区域 下黒坂字落六二七の二、六三二の二と一体をなす国有地の一部 下黒坂字内矢倉地蔵田九〇九の三と一体をなす国有地の一部 下黒坂字小峠ノ脇のうち九一〇の二及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>下黒坂字才ノ木原上エ</p>	<p>下黒坂字太郎田のうち九八九の一部、九九〇、九九二の一部、九九三の一部、九九四の一部、九九五の一部、九九七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 下黒坂字才ノ木原上エ一〇二二の一部及びこれと一体をなす国有地 下黒坂字才ノ木原門田大桁上エ一〇二五と一体をなす国有地の一部</p>
<p>下黒坂字才ノ木原門田大桁上エ</p>	<p>下黒坂字才ノ木原上エのうち一〇二二の一部及び一〇二〇の一、一〇二二と一体をなす国有地の一部以外の区域 下黒坂字太郎田九八九の一部、九九〇、九九二の一部、九九三の一部、九九四の一部、九九五の一部、九九七の一部</p>

<p>下黒坂字才ノ木原下タ道上エ</p>	<p>及びこれらと一体をなす国有地の一部 下黒坂字才ノ木原門田大桁上エのうち一〇二五と一体をなす国有地の一部以外の区域 下黒坂字才ノ木原下タ道上エ一〇三二の一、一〇三三の一及びこれらと一体をなす国有地の一部 下黒坂字井手ノ谷尻一〇五一の一部及びこれと一体をなす国有地 下黒坂字才ノ木原一〇七九及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>下黒坂字井手ノ谷尻</p>	<p>下黒坂字井手ノ谷尻のうち一〇五一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>下黒坂字才ノ木原</p>	<p>下黒坂字才ノ木原上エ一〇二二の一部及び一〇二〇の一と一体をなす国有地の一部 下黒坂字才ノ木原のうち一〇七九及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>廃止する字の名称</p>	<p>下黒坂字石原タンコ田、下黒坂字森ノ上エ、下黒坂字後田、下黒坂字マタガリ</p>

鳥取県告示第三百七十四号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所又は薬局を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	廃止年月日
本院整形外科医	鳥取市西品治八〇六	昭和六十三年一月一日
小橋医院	鳥取市吉方町二丁目五八一	"
村江医院	八頭郡若桜町大字若桜四〇一	昭和五十八年十二月二十六日
岩美歯科診療所	岩美郡岩美町大字浦富七三四	昭和五十九年十月二十日
君野歯科医院	八頭郡若桜町大字若桜一二二四	昭和六十一年一月三十一日
君野歯科医院八東出張診療所	八頭郡八東町大字才代五四一	"
中曾歯科医院	西伯郡会見町大字天万五九九	昭和五十三年三月二十六日
福羅医院	鳥取市永楽温泉町三八六	昭和五十九年六月三十日
太田垣医院	鳥取市国安九一五	昭和五十九年十二月二十六日
村江医院	鳥取市津ノ井二七三一二	昭和五十五年九月十六日
秋庭歯科医院	鳥取市今町一丁目三三六	昭和五十五年十月二十四日
竹内歯科医院	鳥取市新町二二二	昭和五十九年一月三日

石井歯科医院	鳥取市吉岡温泉町六六三	昭和五十六年二月四日
市谷薬局	鳥取市立川町五丁目県住	昭和五十三年八月三十一日
鳥取中央薬局	鳥取市末広温泉町三六二	昭和六十二年三月三十一日
鳥取生活センター本店薬局	鳥取市行徳は一〇三	昭和五十四年十月一日
細田医院	米子市西町八六	昭和六十二年三月二十六日
中嶋医院尚徳分院	米子市榎原一四一七一三	昭和五十五年八月三十一日
辻齒科医院	米子市道笑町四丁目六六	昭和六十年三月三十一日
倉立齒科医院	米子市灘町一丁目四三	昭和六十一年十二月五日
辻本齒科医院	米子市奥谷九五五	昭和五十五年七月二十四日
米子薬局	米子市茶町六五	昭和五十七年二月一日
都田薬局	米子市道笑町三丁目九〇	昭和五十六年七月二十一日
杉原百年堂薬局	米子市糺町二丁目一四二	昭和五十一年八月三十一日
有限会社社増谷慶一郎薬局	米子市明治町二一一二	昭和五十九年十月三十一日
島田薬品株式会社 社米子支店	米子市東倉吉町六一	昭和五十一年五月二十五日
社団法人鳥取県中部齒科医師会口腔衛生センター	倉吉市西町二六九五一一	昭和五十五年六月三十日
河本薬局	倉吉市東仲町二六一八	昭和五十四年六月二日

小林薬局上井店	倉吉市上井二二三―四	昭和六十年一月二十九日
株式会社太陽堂 薬局倉吉営業所	倉吉市昭和町五〇二―一	昭和五十九年一月三十一日
今井薬局	境港市佐斐神町一〇〇八	昭和五十三年四月四日
境港調剤薬局	境港市東本町三〇―三	昭和五十六年五月一日
灘尾齒科医院	東伯郡東伯町大字八橋四〇六	昭和五十三年五月十五日
加藤齒科医院	東伯郡関金町大字大鳥居	昭和五十三年七月十一日
山本医院	鳥取市元魚町四丁目四一五	昭和六十二年八月五日
小川齒科医院	米子市錦町一丁目一五〇	昭和六十二年六月十六日
柏原齒科医院	米子市皆生一七五〇―四四	"
東薬局	米子市彦名町四二三三	"
ますや薬局	米子市東倉吉町一二五―一	"
やの薬局	境港市湊町二二五	昭和六十二年七月十三日
河野医院	境港市栄町一三四	"

鳥取県告示第三百七十五号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）

第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

指定番号	種 別	図 書		発行 記号等	類 別 表示された発 行所名
		題 名	号		
2978	雑誌その他 の刊行物	淫乱エロツクスターの 桜組の女達		JB-ケJ	テリス出版
2979	"	お願い…ぬ・か・な・い・い・で キライじゃないもの…やめなさいでえ		JC-ココC	テリス出版
2980	"	ミラクルOMANX ニユー cream		NC-5-H	テリス出版
2981	"	少女白書 桃尻小町		SH-5-H	角コスマテザイン
2982	"	夕鶴		JB-ケ3	角コスマテザイン
2983	"	變玩		JB-XB	Do企画
2984	"	淫樂俱樂部		IC-5-H	Do企画
2985	"	快楽実話告白人 媚交快感		ZD-4-H	Do企画
2986	"	過激な下着 下着売場		JC-コA	Do企画
2987	"	挿め任い淫女 挿の風える丘で		JC-コB	Do企画
2988	"	SPOON vol.14		SP-5-H	Do企画

2989	"	Milkey	MK-4-H	Do企画
2990	"	ビデオ・エックス	雑誌 0762 1-12	株式会社笠倉出版社
2991	"	COSMOS通信	雑誌 1396 8-12	考友社出版株式会社
2992	"	GALHUNTER	雑誌 69-12 7-028	コバルト社
2993	"	サ・裏マガジン	雑誌 99-4 7-041	コバルト社
2994	"	セクシーアクション	雑誌 0551 8-4	株式会社サン出版
2995	"	アップル通信	雑誌 0155 9-4	三和出版株式会社
2996	"	オレオン通信	雑誌 7-021 89-4	株式会社東京三井社

鳥取県告示第三百七十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十三年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田辺外科医院	米子市道笑町四丁目九五	昭和六十三年二月六日
イナカ内科医院	鳥取市正蓮寺四三	昭和六十三年二月一日
田中整形外科医院	鳥取市行徳は三三二	昭和六十三年三月十一日
フェライト米里診療所	鳥取市南栄町七〇一二	昭和六十三年二月十五日
都田医院	米子市紺屋町一三六一三	昭和六十三年二月二十一日
池畑歯科医院	米子市茶町七三	昭和六十三年二月十六日
湖東医院	鳥取市湖山町北六丁目六一七	昭和六十三年三月十四日
小田小児科医院	鳥取市西町三丁目一〇五	昭和六十三年三月一日
小田耳鼻咽喉科医院	鳥取市西町三丁目一〇五	"
鳥取県職員診療所	鳥取市東町二七一	"
広島耳鼻咽喉科医院	米子市東倉吉町七五	"
アド調剤薬局	米子市東町一九二	"
森本歯科医院	倉吉市明治町一〇三二	昭和六十三年三月十四日
面影薬局	鳥取市大杵四九一一	昭和六十三年三月一日

名和薬局	西伯郡名和町大字御来屋一六〇一二〇	"
寛齒科医院	鳥取市吉方町二丁目五五一	"
菊川医院診療所	八頭郡佐治村大字余戸一七一 一三五	昭和六十三年二月十五日
野嶋整形外科外科医院	米子市二本木字高木四九二一 三	昭和六十三年一月十六日
鳥取県済生会境港総合病院	境港市米川町四四	"

鳥取県告示第三百七十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十三年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
飛田 敦子	鳥医第三、六七七号	昭和六十三年二月十二日

鳥取県告示第三百七十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所在地	申出の受理の年月日
稲村齒科医院	西伯郡淀江町大字淀江七四三 一	昭和六十三年一月一日
菊川医院診療所	八頭郡佐治村大字余戸一七一 一三五	昭和六十三年二月十五日

鳥取県告示第三百七十九号

次のとおり療養取扱機関の辞退があつたので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞退の効力発生年月日
小橋医院	鳥取市吉方町二一五八一	昭和六十三年一月三十一日
本院整形外科医	鳥取市西品治八〇六	〃

鳥取県告示第三百八十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
船 木 靖	鳥国齒第五二七号	昭和六十二年十二月二十五日

鳥取県告示第三百八十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和六十三年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関名	所 在 地	辞 退 年 月 日
アンシン薬局	米子市東町一九八	昭和六十二年九月三十日

鳥取県告示第三百八十二号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和六十三年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
萬治医院	倉吉市丸山町四七六一三	昭和六十三年二月二十四日

鳥取県告示第三百八十三号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退申出があつたので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十六条の規定により告示する。

昭和六十三年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	予告期間の終了の年月日
アンシン薬局	米子市東町一九八	昭和六十三年三月十一日

鳥取県告示第三百八十四号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定に基づき、倉吉市及び日南町に係る農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、鳥取県農林水産部農政課及び関係地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

昭和六十三年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	区 域
倉吉農業振興地域	倉吉市の区域のうち次の区域を除いた区域 一 昭和六十三年一月倉吉市告示第八号による変更後の倉吉都市計画用途地域に係る区域及び同告示により同用途地域から除外された区域 二 昭和五十四年二月二十七日鳥取県告示百七十八号で定めた倉吉森林計画区に係る地域森林計画の倉吉市に係る林班番号二十、二十七、三十、三十二から三十五まで、四十二から四十七まで、四十九から五十一まで、五十四から六十一まで、六十三から六十六まで、六十八から七十一まで、七十四、八十二、八十三の二、八十六、八十七、九十五、百十二、百十九から百二十二まで、百二十六から百二十九まで及び百三十二の区域並びに同林班番号十九、二十一、二十八、三十一、四十、四十一、五十五、六十二、六十七、八十三の一、八十四、九十一、九十四、百十一、百十三、百十六、百二十三、百二十五及び百三十の各一部の区域、昭和五十六年四月一日現在の国有林の林班番号四十から四十二までの区域並びに昭和五十六年四月一日現在の本谷奥ほか五官行造林地及び白金谷官行造林地の区域
日南農業振興地域	日南町の区域のうち次の区域を除いた区域 一 比婆道後帝釈園定公園の特別地域 二 昭和五十五年二月鳥取県告示第九十六号で定めたる日南町野森林計画区に係る地域森林計画の日南町に係る林班番号百三、百九、百十一、百十二、百十七から百十九まで、二百一から二百十二まで、二百十八から二百二十九まで、二百三十五、二百三十七から二百四十まで、二百四十三から二百四十五まで、二百四十七から二百五十一まで、二百五十三から二百五十六まで、二百六十八から二百六十九まで、二百六十四、三百一から三百八まで、三百十四

三百十七、三百十八、三百二十、三百二十四から三百二十六まで、三百二十八から三百三十一まで、三百三十七、三百四十から三百四十九まで、三百五十四から三百六十七まで、三百六十七から三百七十一まで、四百一から四百七まで、四百十一から四百十四まで、四百十八から四百二十二まで、四百二十四、四百二十九、四百三十七から四百三十九まで、四百四十二から四百五十三まで、四百五十五、四百五十六、四百七十三、四百七十四、四百七十八、四百七十九、五百一から五百三まで、五百五、五百七、五百九、五百十、五百十三、五百十四、五百十六、五百十八、五百二十一から五百四十五まで、五百四十九、六百十から六百十二まで、六百十四から六百二十まで、六百二十二、六百二十三、六百二十五、六百二十六、六百二十八から六百三十まで、六百三十二、六百三十四から六百四十三まで、六百四十五、六百四十六、七百一、七百二、七百五から七百八まで、七百十、七百十一、七百十六、七百十七、七百十九、七百二十五、七百二十八から七百三十四まで、七百三十七、七百三十八、七百四十三から七百四十七まで、七百五十四から七百五十六まで及び七百六十の区域並びに同林班番号百一、百二、百六、百十、百十三、百十四、百十六、百二十、百二十六から百三十まで、二百十七、二百四十六、二百五十九、二百六十三、三百十三、三百十九、三百二十一から三百三十三まで、三百三十九、三百五十、三百五十一、三百六十一、三百六十四から三百六十六まで、四百二十三、四百二十五から四百二十八まで、四百三十から四百三十二まで、四百三十四から四百三十六まで、四百四十、四百四十一、四百五十四、四百五十七から四百六十二まで、四百六十四、四百七十、四百七十五から四百七十七まで、五百四、五百六、五百八、五百十一、五百十二、五百十五、五百十七、五百十九、五百二十、五百五十、六百十三、六百二十一、六百二十四、六百二十七、六百三十一、六百三十三、六百四十四、六百四十八、七百三、七百九、

七百十三、七百十四、七百二十三、七百二十四、七百二十六、七百二十七、七百三十五、七百五十三及び七百六十二の各一部の区域、昭和五十八年四月一日現在の国有林の区域並びに昭和五十八年四月一日現在の大熊山及び若杉官行造林地の区域

鳥取県告示第三百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、北条町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業曲地区農業用排水）を昭和六十三年三月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、北条町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業米里地区農道整備）を昭和六十三年三月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、北条町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業江北浜地区農道整備）を昭和六十三年三月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百八十八号

青谷町が行う土地改良事業に係る絹見地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和六十三年三月三十日から二十三日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業に係る福岡地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業に係る下黒坂地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百九十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和六十三年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市生山字長谷五九四の一三、五九四の一四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第三百九十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和六十三年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡佐治村大字栃原字瀧ノ下モ三七八（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び佐治村
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百九十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第十四条第一項の規定
に基づき、米子市福米新田土地区画整理組合の設立を認可したので、同法
第二十一条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 組合の名称

米子市福米新田土地区画整理組合

二 事業施行期間

昭和六十三年三月二十九日から昭和六十四年三月三十一日まで

三 施行地区

米子市東福原字沖林ノ三の一部

四 事務所の所在地

米子市加茂町一丁目一

米子市建設部区画整理課内

五 設立認可の年月日

昭和六十三年三月二十八日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

米子市役所及び施行地区周辺の提示場に提示して行う。

鳥取県告示第三百九十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定に基づき、鳥取県住宅供給公社から安倍彦名団地土地区画整理事業（第一工区）施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項後段の規定により告示する。

昭和六十三年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百九十五号

都市公園法（昭和三十一年法律七十九号）第二条の二の規定に基づき設置した都市公園の区域を変更するので、次のとおり告示する。

昭和六十三年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 名称

鳥取県立布勢総合運動公園

二 位置

鳥取市布勢、桂見、里仁及び大桶

三 変更に係る区域

鳥取市布勢字糞谷口及び里仁字岩ヶ谷ノ一地内において別紙図面のとおり区域を追加する。

四 変更に係る区域の供用開始の日

昭和六十三年四月一日

（「別紙図面」は、省略し、鳥取県土木部都市計画課において一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百九十六号

都市公園法（昭和三十一年法律七十九号）第二条の二の規定に基づき設置した都市公園の区域を変更するので、次のとおり告示する。

昭和六十三年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 名称

鳥取県立東郷羽合臨海公園

二 位置

東伯郡羽合町大字上浅津、大字下浅津、大字光吉、大字南谷及び大字長瀬並びに東郷町大字藤津

三 変更に係る区域

東伯郡羽合町大字南谷地内において別紙図面のとおり区域を追加する。

四 変更に係る区域の供用開始の日

昭和六十三年四月一日

(「別紙図面」は、省略し、鳥取県土木部都市計画課において一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百九十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和六十三年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路三・三・一号 停車場県庁線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

変更する部分

鳥取市尚徳町及び上魚町

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県土木部都市計画課

公 告

白衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定に基づき、昭和63年度第1次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり公告する。

昭和63年 3月29日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 採用する自衛官

二等陸士、二等海士及び二等空士

2 募集期間

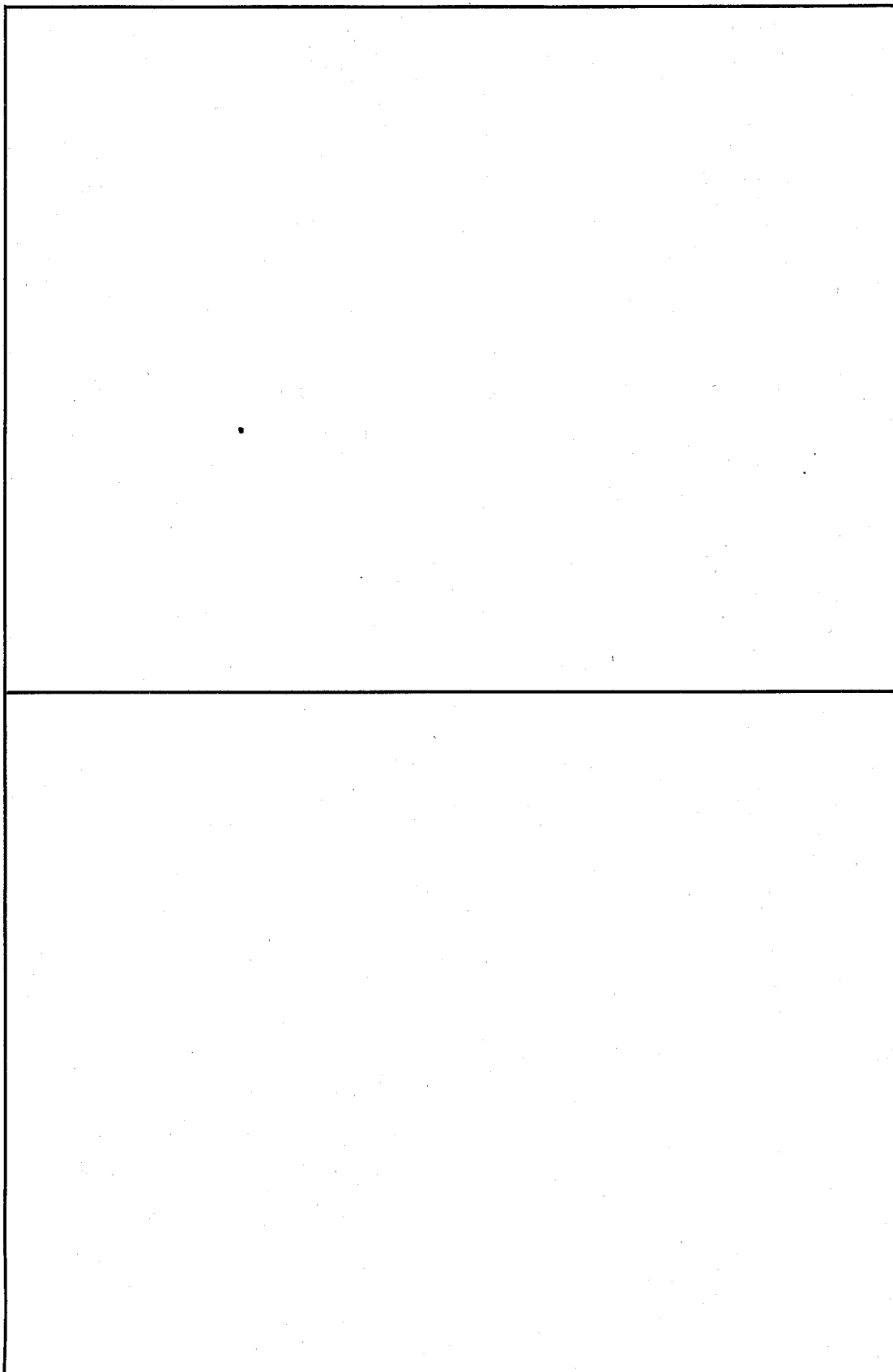
(1) 男子 昭和63年4月1日から同年6月30日まで

(2) 女子 昭和63年3月1日から同年4月30日まで

3 試験期日

(1) 男子 募集期間中の毎日。ただし、次に掲げる日を除く。

<p>ア 日曜日</p>	<p>(2) 試験科目</p>
<p>イ 国民の祝日に関する法律（昭和28年法律第178号）に規定する休日</p>	<p>ア 筆記試験（国語（作文を含む。）、社会及び数学）</p>
<p>(2) 女子 昭和63年5月11日</p>	<p>イ 身体検査</p>
<p>4 試験場</p>	<p>ウ 口述試験</p>
<p>(1) 男子</p>	<p>エ 適性検査</p>
<p>鳥取市鍛冶町18-3</p>	
<p>自衛隊鳥取地方連絡部</p>	
<p>倉吉市山根字早見田540-1 パールビル内</p>	
<p>自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所</p>	
<p>米子市東町327 古矢ビル内</p>	
<p>自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所</p>	
<p>(2) 女子</p>	
<p>米子市両三柳2603</p>	
<p>陸上自衛隊米子駐屯地</p>	
<p>5 採用予定月</p>	
<p>(1) 男子 募集期間中の毎月</p>	
<p>(2) 女子 昭和63年7月及び8月</p>	
<p>6 その他</p>	
<p>(1) 応募資格</p>	
<p>採用予定月の1日現在で満18歳以上25歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項に定める欠格事項に該当しないものとする。</p>	



鳥取県公報の定期購読の申込みについて

昭和63年度（昭和63年4月から昭和64年3月まで）において鳥取県公報の購読（年間を通じての定期購読を原則とします。）を希望される方は、下記の鳥取県公報購読申込書により昭和63年3月31日までに鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、購読料金（1部1か月 1,800円。年額21,600円。）については、後日送付する納入通知書により納入してください。

照会先 鳥取県総務部広報文書課 電話0857-26-7023

鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

次のとおり鳥取県公報を購読したいので、申し込みます。

昭和 年 月 日

郵便番号 □□□-□□

住 所

申 込 者 氏 名

㊤

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

購 読 部 数	
購 読 料 金	
送 付 先	

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取

県

【定価一部一箇月千八百円（送料を含む。）】